一・二　（略）	配当等の額の合計額（以下この項において「基本所得額」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を基本所得額からそれぞれ控除するものとする。
三　当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者（同法第二十三条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第十三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。）については、二十七万円（当該控除を受けた者が同法第三十四条第三項に規定する寡婦（同法第二十三条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三十四条第三項に該当する者を含む。）であるときは、三十五万円）	一・二　（略） 三　当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円（当該控除を受けた者が同条第三項に規定する寡婦であるときは、三十五万円）
四・五　（略）	四・五　（略）
4　（略）	4　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第五条第三項第三号（同令第十三条第三項において適用する場合を含む。）の規定は、平成三十年八月以後の月分の退所者給与金及び特定配偶者等支援金の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の退所者給与金及び特定配偶者等支援金の支給の制限については、なお従前の例による。